

速度取締り指針

令和 7年 1月
瀬戸内警察署

● 瀬戸内警察署管内の速度取締り重点路線

重点路線	区 間	規制速度	重点時間帯
国道58号	全 域	50km/h・40km/h	7:00～22:00
県道名瀬瀬戸内線			
県道湯湾新村線		50km/h	
県道蘇刈古仁屋線		40km/h	

※ 重点路線以外の場所、時間帯であっても、取締りを実施することがあります。

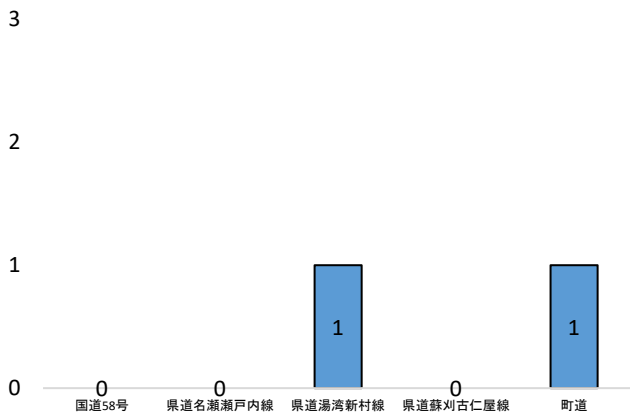
● 瀬戸内警察署管内の交通事故発生状況(人身事故)

(令和6年12月31日現在)

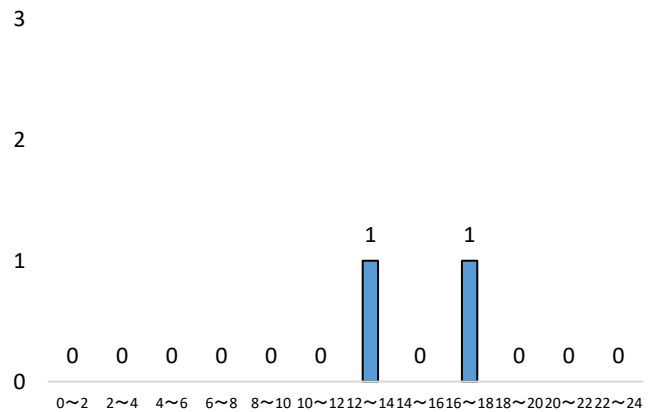
	発生件数	死者数	負 傷 者 数		
				重傷	軽傷
令和6年	2	0	2	0	2
令和5年	7	0	7	0	7
前 年 比	－5	±0	－5	±0	－5

● 瀬戸内警察署管内における人身事故実態(令和6年中)

路線別発生状況



時間別発生状況



【令和6年下半期における人身事故の特徴】

- 下半期の発生なく、年間を通して、市町村別では、瀬戸内町(加計呂麻島)、宇検村で1件ずつ発生しています。
- 路線別では、町道1件、県道85号(湯湾新村線)で1件発生しています。
- 発生時間帯は、日中時間帯のみであり、朝方や夜間の発生はありません。
- 事故形態については、1件は車両と歩行者の事故、もう1件が車両同士の正面衝突の事故です。
- 負傷者はすべて軽傷で、高齢負傷者はいません。

【一歩間違えば死亡事故に発展するような事故も発生しています！

運転時には「かもしれない運転」を励行しましょう。】

● その他の交通指導取締り要点

重点路線では、速度取締りのほか、シートベルト非装着、携帯電話使用等の交通違反及び信号無視、一時不停止、横断歩行者妨害等といった交差点に関連する交通違反についても取締りを強化します。